

盛岡広域振興局長告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山王海土地改良区（紫波郡紫波町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年8月30日

盛岡広域振興局長 石田知子

1 就任

監事

細川正彦 紫波郡矢巾町大字岩清水第3地割30番地
板垣正博 花巻市石鳥谷町大瀬川第10地割120番地1
生内央人 紫波郡紫波町上平沢字蓬田51番地1

2 退任

監事

細川正彦 紫波郡矢巾町大字岩清水第3地割30番地
板垣正博 花巻市石鳥谷町大瀬川第10地割120番地1
生内央人 紫波郡紫波町上平沢字蓬田51番地1